

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	1358
○ 徴収事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局市民部区政課】	1359
○ 徴収事務の委託【建設局道路部道路維持課】	1361
○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】	1362
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経営企画課】	1363
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	1364
◇ 病 院 局	
○ 北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程【病院局経営課】	1365

北九州市告示第197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料及び北九州市立総合療育センターの手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月17日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、福岡ひびき信用金庫小倉支店における証明書自動交付機による住民票の写し等の発行に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
福岡ひびき信用金庫	北九州市八幡東区尾倉二丁目8番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第199号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、ソフトバンク小嶺店における証明書自動交付機による住民票の写し等の発行に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月17日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
三嵩 <sup>たか</sup> 株式会社	北九州市八幡西区千代三丁目1番5号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第200号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅西自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成26年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

千代第一町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	林 礼子	北九州市八幡西区千代一丁目21番13号
変更後	有吉 実	北九州市八幡西区千代一丁目22番20号

3 変更年月日

平成26年4月1日

北九州市上下水道局管理規程第19号

北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月15日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表の第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第13条の項中「第6条第1項」の次に「、第10条」を加える。

付 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

北九州市交通局管理規程第7号

北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月15日

北九州市交通局長 白 杉 優 明

北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表の第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第13条の項中「第6条第1項」の次に「、第10条」を加える。

付 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。



北九州市病院局管理規程第11号

北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月15日

北九州市病院局長 吉田茂人

北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表の第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第13条の項中「第6条第1項」の次に「、第10条」を加える。

付 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。